

# 令和2年度 板橋区立中台中学校 学校いじめ防止基本方針

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 学校内組織の設置
- 3 実効性のある具体的な年間計画・実施体制
- 4 具体的な取組
  - (1)未然防止
  - (2)早期発見
  - (3)早期対応
  - (4)校内相談体制の確立
  - (5)校内研修の実施
  - (6)保護者との連携・啓発
  - (7)区民、関係諸機関との連携
- 5 重大事態への対処
- 6 取組に関する点検と改善の方策

## 学校教育目標 自主 責任 協調

- 自主的で責任感をもち、協調性に富んだ生徒の育成 —  
— 知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成 —

### 自主・自律の精神の育成：生活指導の充実

自主・自律の本質を意識した学校生活を通して、規範意識を高めるとともに社会性を養い、基本的な生活習慣を身に付けさせ、部活動、学校行事と学習の両立を実現していきます。

### 確かな学力の向上

学習指導要領に基づき、指導計画・評価計画を作成し、実施と見直しを行い、基礎・基本の定着を図る指導や発展的な学習を行い、自ら主体的に学ぶ楽しさや達成感、成就感を得させ、生涯を通して「学び」を継続する基礎を身に付けます。

### 豊かな人間性の育成

中台中の協調に学び、地域の一員として活躍する場をもち、関わりを大切にして、他を思いやり、豊かな感性やコミュニケーション能力、表現力を育てます。

### キャリア教育の充実

日常生活の中でボランティア活動や奉仕体験、地域から学ぶ学習を通して、望ましい職業観・勤労観を身に付け、自己の可能性を見出し、将来の自己の在り方や生き方を見出します。

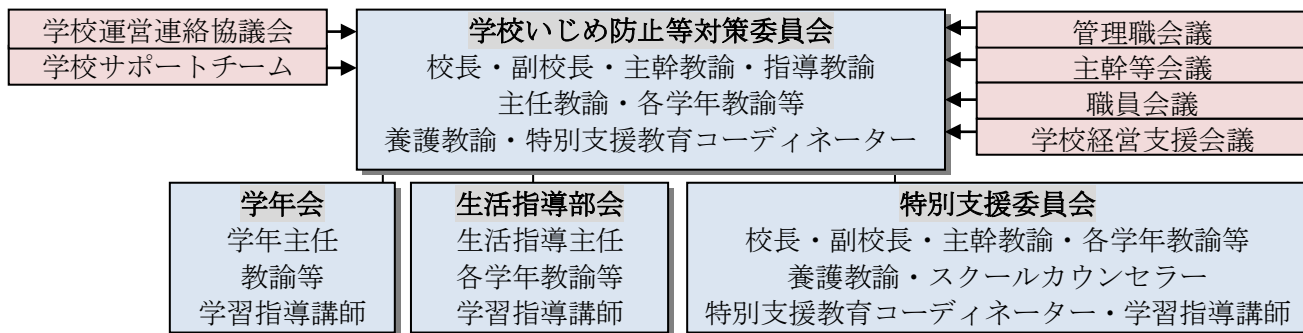
# 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。激しい暴行や傷害を伴うものだけでなく、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などを、日常的によくあるトラブル、という認識にせず、対処していく必要がある。こうしたささいに見える行為をしつこくされたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等が生まれる。これらの行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という”目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応する必要がある。

## 2 学校内組織の設置

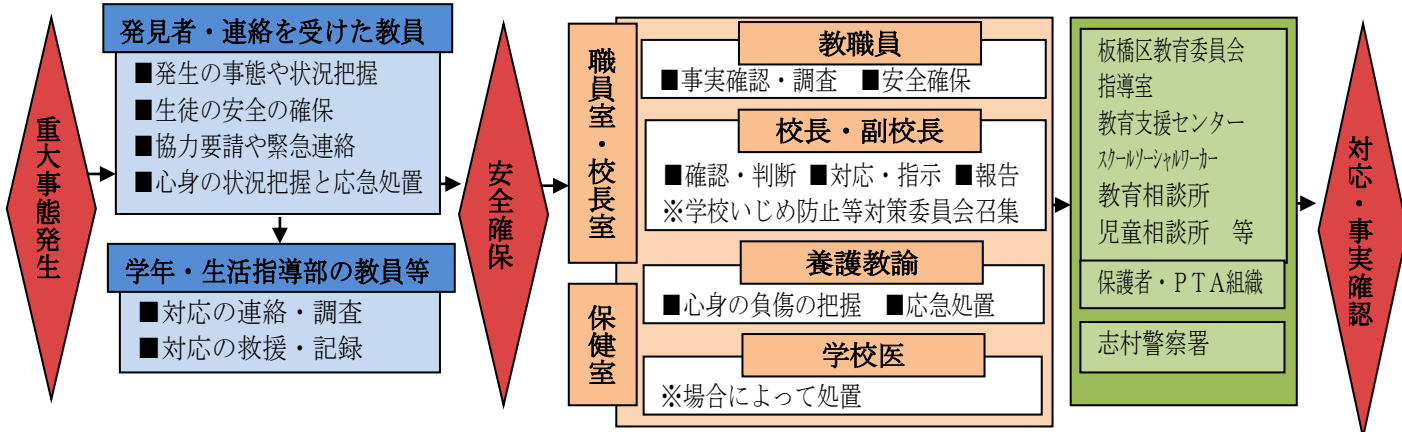
(1) いじめの防止等（未然防止、早期発見、早期対応）の対策のための組織（推進法第22条）

→学校いじめ防止等対策委員会 週1回の運営委員会学年情報交換時に委員会組織の役割を担う。



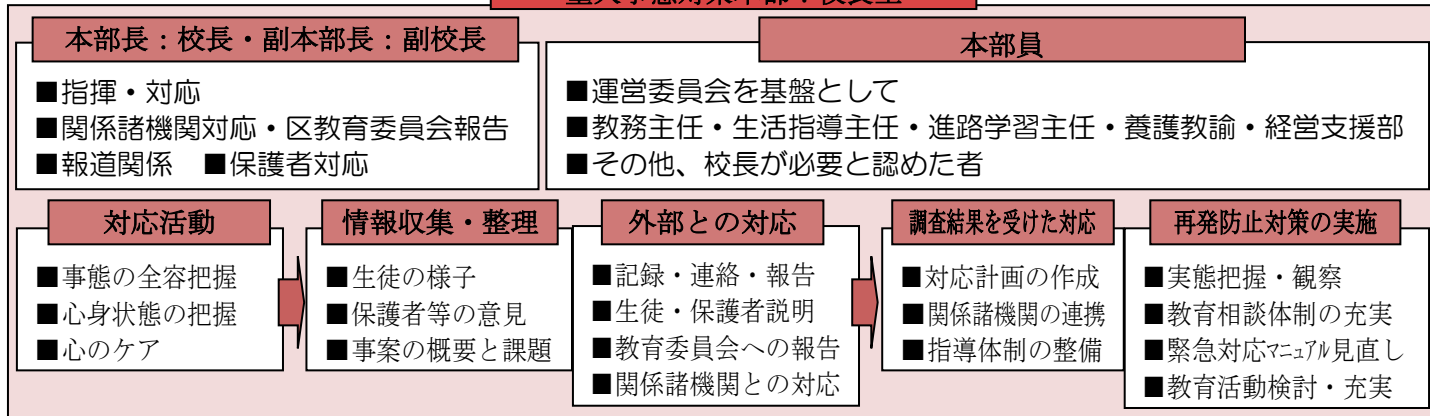
(2) 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織（推進法第28条）

→学校緊急対応マニュアルに準ずる。



### 重大事態発生の場合

#### 重大事態対策本部：校長室



(3) 基本的姿勢

- ① 早期発見・早期対応：個別の支援体制として配慮していく状態を早期に発見し、支援につなげる。早期から支援することで、学校生活上の困難が軽減され、不登校や引きこもり、社会生活への不適応といった二次的な障害を防ぐことにつなげる。
- ② 個別的な継続支援：必要な支援が途切れないように支援内容や情報の引継ぎや支援の継続性を確保する。
- ③ 一貫した支援体制の整備：本人、家庭への支援を視野に入れ、関係諸機関につなげる支援体制を整える。

## 4 具体的な取組

### (1) 未然防止

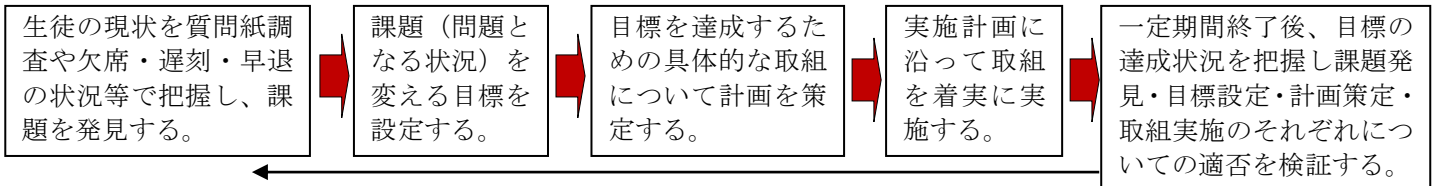
#### ① いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。

深刻ないじめを減らしていく上で成果を上げるために「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組をする。ささいな行為が深刻ないじめへと進展しない、潤いに満ちた風土を作る“居場所づくり”の発想の取組とする。いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わることを考え、いじめの背景にはストレスやその原因となる要因等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らし、エスカレートすることを防ぐ。

生徒をいじめ加害に向かわせる要因として、友人関係・競争的な価値観・不機嫌怒りストレスの三つがある。

競争的な価値観・不機嫌怒りストレスは、学校の中だけでなく、家庭や社会の影響のほうが強い場合も少なくない。授業中に嘲笑されたり、行事の際にからかわれたりする、といったことが放置されていないかどうか、授業についていけなかったり、行事に参加せず別なことをしていたりする生徒はいないか、そこから見直す。

まだ表面に現れていない生徒の課題を発見する試みと、課題を解決していくための計画的な取組を行う。



#### ② 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出し、いじめに向かわない生徒に育てる。

いじめの背景には生徒のストレスやその原因となる要因等が存在するが、そんなものには負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない、と言える生徒に育てる。

そのために人と関わることを喜びと感じる体験、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたらうれしいと感じる場や機会をつくることで、いじめに向かうことを防ぐ。全ての生徒に充実した集団体験を提供する。トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れ、かつトラブルを回避するために自分はどうすべきかに気付くこと、また集団内の他者から認められる喜びに気づき、最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになる、そうした集団体験を確実に提供していくことが、いじめに向かわない生徒に育てることにつながる。

そのために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫していく。自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。この他者の尊重や感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールする。

#### ③ 生徒活動テーマ“一生懸命が美しくてカッコいい！”の下に“絆づくり”でいじめを減らす。

生徒一人ひとりが“いじめなんて、よくない”と言えるように育つことを促す“絆づくり”の取組を行う。

運動会や文化発表会、合唱コンクールという主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる“絆づくり”を進める場や機会をつくる。

#### ④ 分かる授業づくりを進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす、さらなる学力への自信のなさや不安を生み、生徒指導上の諸問題にも発展する。生徒指導の観点から互いの授業を参考にし合い、他の教職員からの助言や指導も受ける。

#### ⑤ 授業中の規律、コミュニケーション能力を育む。

日々の授業の中で当たり前で発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

#### ⑥ 障害（発達障害を含む）のある生徒について理解を深め、これまでの認識や言動を改める。

#### ⑦ 友人関係、集団づくりから、社会性の育成を図る。

3年間で、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、生徒が自ら気づき、学ぶ機会を提供する。

#### ⑧ さくら草学びのエリアの9年間の小中一貫教育を生かす。

異学年での交流などを考える場合には、さくら草学びのエリアの9年間を見据え、小中や小中の連携の下で共通の行事を計画していく。他の児童、生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

#### ⑨ 生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期を踏まえ、特に4月下旬や9月上旬に実態調査を行い、hyper-QUの分析と合わせて学級の人間関係を把握する。

#### ⑩ いじめの対応について外部の専門家を招いての講演会や外部講師による授業等を行う。

#### ⑪ 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できる働きかけとして、生徒会活動を生かす。

#### ⑫ 「板橋区版のスマートフォン・携帯電話を使うためのルール」「SNS東京ノート」等を使い、電子機器の正しい使い方を徹底する。

全ての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに支援する。

## (2) 早期発見

- ① 早期発見として、生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。  
生徒の変化に気付かずにいじめを見逃したり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避ける。
- ② 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどにも見えるものの気になるという行為を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制を組む。  
生活ノートや休み時間の過ごし方や、授業中の言葉のやりとり、学校行事や学級活動での取組の様子から早期認知・早期対応を心掛け、学年で情報を共有し、学年を超えて対応が必要な場合には柔軟に体制を組む。
- ③ 保護者や地域の協力を得る信頼関係を構築し、相談体制を工夫する。  
家庭で気になった様子はないかを把握する。積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制についても工夫する。
- ④ 普段からの生活を把握するため、健康アンケート等や定期的な個人面談を行い、情報を大切にする。

### ■実態把握の手立て

中台中学校では、以下の取組から現状の把握と課題を明確にして、校内組織をもって早期発見、早期対応するとともに、さらに未然防止につなげていく。

#### A 「トライ&チャレンジふれあい月間」の実態調査アンケート (6月・11月実施)

アンケート内容：あなた自身のことについて（4月～今までの間で）  
「いつまでも話しかけても無視をされたり、悪口や物を隠されたりしている」  
「上記で『はい』と答えた人、『いやな思いをしている』人に聞きます。そのことは、もう解決していますか」

#### B 学校担任による1・2年生「毎日の生活記録」チェック (4月から実施)

#### C スクールカウンセラーによる1年生全員面談 (4・5月実施)

アンケート内容：学校は楽しい。  
とてもよく眠れる。  
おなかや頭が痛くなることもある。  
勉強や進学のことで悩んでいる。  
いじめられている気がする。  
学校に来たくないと思うことがある。  
家族と話すのが好きだ。  
先生に言いたいけれど言えないことがある。  
教室は居心地が良い。  
いやなことでも、何かしらの方法で解決できそうだ。

※実態の把握の中で、個別指導が必要な内容は、生活指導部及び学年組織を生かし早期解決を図る。

※年間2回にわたってアンケート調査を実施するものは、調査結果を比較検討し、早期解決の状況把握に生かす。

- D 学級担任、学年組織による三者面談、情報収集及び情報の共有化 (4月から実施)
- E 特別支援委員会による教育相談体制の中での情報共有 (4月から週1回実施)
- F 学習指導講師3名及び学習支援員：ティームティーチング授業体制づくり (4月から実施)
- G 特別支援コーディネーターの配置：養護教諭任命 (4月から実施)
- H セクシュアルハラスメント相談窓口の設置：女子対応：校長・男子対応：副校長 (4月から実施)
- I 生徒会活動の一環としての「中台中学校いじめ防止月間の活動」 (10・11・12月実施)
- J 生徒対象の行事振り返りアンケート (運動会・文化発表会、合唱コンクール：年2回実施)
- K 保護者、地域との連携：運営委員会・学校運営連絡協議会・地域行事の情報収集 (4月から実施)
- L 保護者対象の土曜授業公開日アンケート (年8回実施)
- M 生徒による学校生活 自己評価 (7月・12月実施)

アンケート内容：生活：規律・望ましい集団生活：6項目  
時間を守る等、毎日の基本的な生活習慣はできていますか  
学校のきまりを守って生活していますか  
周囲の人にあいさつをしていますか  
落ち着いた学校生活を送ろうとしていますか  
友達と協力して部活動、学校行事等に参加していますか  
クラスの仕事、委員会等の仕事をしようと努力していますか  
学習意欲：中台中スタンダード：4項目  
朝読書、朝学習等に取り組んでいますか  
持ち物等、授業の準備をしていますか  
授業でわからないことをわかろうと努力していますか  
予習、復習等、家庭学習に取り組んでいますか

※M学校生活アンケートは、学校全般の状況把握とともに、いじめの未然防止を主たるねらいとして情報収集し、生徒指導に生かし、保護者、地域へ情報発信の資料とする。

- N 文部科学省による問題行動調査「いじめ発生件数」調査における情報収集 (年1回実施)
- O 板橋区教育委員会指導室による「ネットパトロール」での情報収集 (月に1回実施)
- P hyper-QUの調査による学級満足度、学校生活意欲の情報収集 (年に2回実施)
- Q 「板橋区版のスマートフォン・携帯電話を使うためのルール」「SNS東京ノート」の活用 (年に1回実施)

■現状と課題

I 令和元年度 中台中学校生徒会活動 ーいじめ防止月間の活動についてー (11・12・1月実施)

●<活動内容>生徒会スローガン「創喜皆笑」

- ・いじめについてのアンケートの実施 ・スローガン、ポスター作成
- ・ハイタッチ運動→あいさつをしながら、ハイタッチをする。
- ・生徒会誌 TEAM HELLOの発行 ・意見箱活用強化月刊を実施
- ・いじめアンケートの結果を題材としていじめ防止啓発劇を生徒会朝礼で発表



<いじめ撲滅ハイタッチ運動>

●いじめ防止のためのスローガン、いじめ0の三箇条を決定。

- ・今年度のスローガン

『いじめはみじめ ～笑顔あふれる中台中へ～』

- ・いじめ0の三箇条



<いじめ防止ポスター作成・掲示>

一、積極的に話そう！ 二、人の良いところを見つけよう！ 三、笑って過ごそう！

・各クラスでいじめ防止に向けたキーワードを書き出し、いじめについて考えた。その後、臨時の中央委員会において話し合い、スローガンを決定し、話し合いの中で出された意見をいじめ0の三箇条とした。

●1月：いじめ防止啓発「劇」の実施

今年度は、いじめについての匿名アンケートを全校で実施。その内容を題材に、生徒会、各委員長で劇団を結成して、生徒会朝礼で劇の公演を実施した。事後のアンケート結果より改めていじめについて考えるきっかけとなった。今後も、挨拶運動等を通して、生徒同士の交流を増やし、良好な人間関係を築く環境を整えていく。

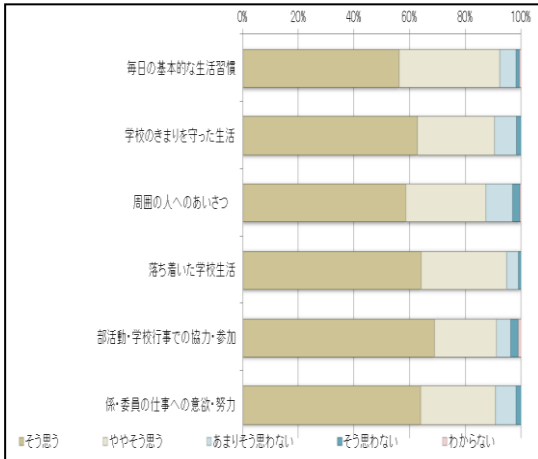


<いじめ防止啓発劇>

◆いじめ防止月間を終えて◆

相手の気持ちを考え、良いところをたくさん発見できるような人間関係を作り、中台中学校での生活を安心して過ごせるようにしたい。

M 生徒による学校生活 自己評価 (令和元年7月・12月実施)

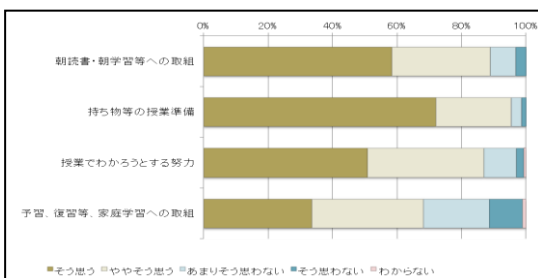


**実態把握**

1年学校のきまりを守り、部活動や学校行事等の望ましい集団活動を通して、協力することや温かな人間関係を構築しようとする意識が高い。特に落ち着いた学校生活を送ろうとしているという観点において肯定的評価が高いことも、こうした意識の表出であると考えられる。全項目について、9割の肯定的評価を得たが、日常の学校生活での役割意識を今後、さらに高め意欲化につなげる必要がある。

**課題**

- (1) 役割意識や帰属意識を高める望ましい集団活動の機会づくり
- (2) 自主性や主体性の育成
- (3) 家庭教育の啓発と保護者との連携
- (4) 生活規律の礎となる信頼関係の構築
- (5) 地域教育基盤の構築



**実態把握**

1時間目から落ち着いた学校生活を送らせるために、10分間の朝読書、朝学習の取組は効果的である。教職員もともに静かな時間を過ごし、その日一日の流れを見通して、学習に向かう意識を高めることができている。教科学習に向かうための努力について9割の肯定的評価を得ているが、家庭学習への取組については6割の肯定的評価となっている。今後、学校だけでなく家庭学習の取組を意識させ、意欲や実践につなげていく必要がある。

**課題**

- (1) 学習意欲を高める教育相談の充実
- (2) 基礎的、基本的な学習内容の定着
- (3) 家庭学習の習慣化を図る：補習教室・自習室・F B学習活用
- (4) 学校と家庭との信頼関係の構築

⑤ 教職員に直接話をするのをためらうような場合に、SOSレター（人権擁護委員会）、相談電話、24時間いじめ相談ダイヤルを周知し、役立てる。

⑥ 特別な調査等に依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

### ⑦ 学校いじめ防止等対策委員会の組織を生かす。

対策委員会は、各取組が計画どおりに実施されるよう、<sup>5</sup>準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。取組実施中の様子の記録や実施後の振り返り（教職員・児童生徒・その他）状況についても、適切に行われるよう助言や支援を行う。

「学校いじめ防止基本方針」が策定された後、すべての教職員に対して、その趣旨や理解しておくべき点について説明する。各時期に実施される取組やアンケートの分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知する。また、年間指導計画の中に、校内研修会等を設定しておく。

さらに、年度初めにはその年度の「学校基本方針」の確認（変更点がない場合でも）を必ず行い、新しく異動してきた教職員に周知する。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### ⑧ 保護者や地域に「学校いじめ防止基本方針」や取組状況を公表し、保護者、地域と連携、啓発を図る。

生徒や保護者・地域に対して、その趣旨や理解してほしい点について説明し、学校HP等に公表する。また、取組の進捗状況や得られた成果、取組やアンケートの結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信する。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

## (3) 早期対応

### いじめやいじめが疑われる行為を発見した後の手順や対処

- ① 学校いじめ防止等対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ② 判断材料が不足している場合 → 関係諸機関の協力を得て、事実関係の把握を行う。
- ③ いじめであると判断した場合 → ■被害生徒のケア ■加害生徒の指導 → 問題の解消

※ 単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成するのではなく、生徒の人格の成長について、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

### いじめが「重大な事態」と判断された場合の学校の設置者からの指示に従った必要な対応

- ④ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているが十分な効果を上げることが困難である場合  
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合  
→ 学校の設置者とも連絡を取り、警察署と相談して対処する。
- ⑤ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合  
→ 直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』する。
- 円滑な連携を図るために、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておく。  
・学校警察連絡会 年2回 ・スクールサポーター
- 事実確認の結果は、校長が責任をもち学校の設置者：板橋区に報告する。（教育委員会が窓口）
- 慌てることなく、迅速に適切に対応できるよう、教職員はきちんと共通理解を図っておく。
- 被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への助言  
調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
  - ・一方的、一面的な解釈で対処しないこと
  - ・プライバシーを守ること
  - ・迅速に保護者に連絡すること
  - ・教育的配慮の下でのケアや指導を行うこと
  - ・組織としての対応を行うこと
  - ・個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応をすること

- ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。
  - ・年間計画に位置付けられた取組を活用し、臨時の学級会や集会等では、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を示す。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応等、学校単独で対応することが困難と判断した場合
  - 学校の設置者（板橋区）と相談しながら対応を考える。
  - ・板橋区教育委員会指導室事業「学校ネットパトロール」・学校における情報モラル教育を進める。
  - ・必要に応じて法務局又は地方法務局の協力・直ちに警察署通報など、外部の専門機関に援助を求める。

#### (4) 校内相談体制の確立

① 担任・学年組織として：学級経営・学年経営での教育相談体制  
 生徒情報を共有し、ささいなトラブルからも個々の生徒の気持ちに寄り添いながら、短時間での二者面談や保護者を交えた三者面談を組み、その相談内容によっては、生活指導部、スクールカウンセラーや管理職等が関わる。

② 生活指導部として：学校全体の生徒指導体制での教育相談体制

学年ごとに教育相談での相談内容については、毎朝の主幹教諭・指導教諭・主任教諭での会議や管理職会議、週1回の運営委員会や特別支援委員会、生活指導部会にて共通理解を図り、前述の実態把握や状況分析を十分に行うようにするとともに、学年経営を支える体制とする。

**学級経営**

- 学級経営：教育相談体制の構築
- 生徒への理解・啓発
- 保護者との連携の推進・強化
- 個に応じた相談体制

**学年経営**

**1 学年経営**

- 学年経営：教育相談体制の構築
- 教職員の生徒理解・専門性向上
- 生徒への理解・啓発
- 保護者との連携の推進・強化
- 個に応じた相談体制

**2 学年経営**

- 学年経営：教育相談体制の構築
- 教職員の生徒理解・専門性向上
- 生徒への理解・啓発
- 保護者との連携の推進・強化
- 個に応じた相談体制

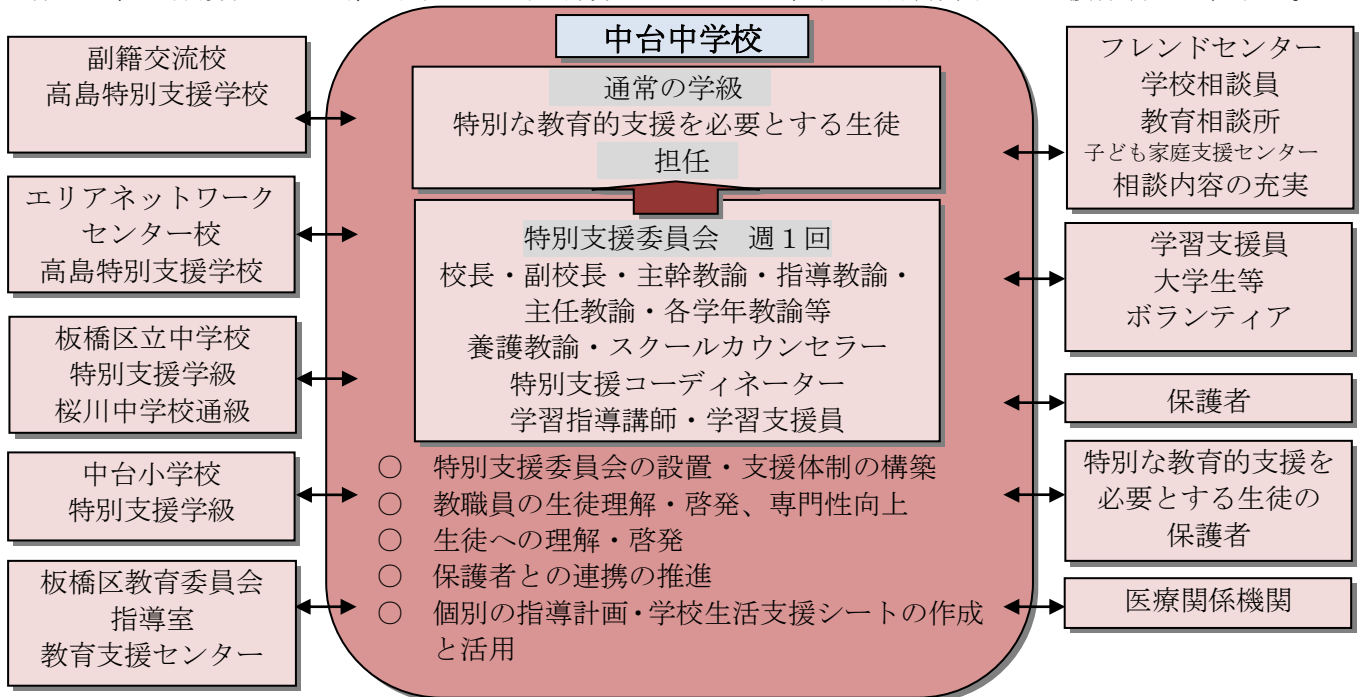
**3 学年経営**

- 学年経営：教育相談体制の構築
- 教職員の生徒理解・専門性向上
- 生徒への理解・啓発
- 保護者との連携の推進・強化
- 個に応じた相談体制

**生活指導部会 特別支援委員会 運営委員会**

③ 特別支援体制として：学校全体の特別支援体制での教育相談体制

特別支援体制としての教育相談機能は、様々な教育相談機関や医療関係機関との連携が必要であるとともに全体の生徒や保護者への理解や啓発が必要な部分も大きいため、特に外部機関との支援体制を強化する。



- ① 生徒理解・支援を必要とする生徒の早期発見：全教職員で生徒情報を共通理解する。
- ② 週1回の特別支援委員会の実施：個々の生徒の課題に対する支援策を検討し支援体制を整える。
- ③ 保護者の皆様への対応：特別支援に対する正しい理解・啓発
- ④ 関係諸機関との連携強化：保護者と学校と家庭での生活の状況をつかみ諸機関等につなげる。
- ⑤ 望ましい集団活動の推進：部活動・学級活動・生徒会活動・学校行事等
- ⑥ 教職員の専門性向上：カウンセリングマインド・特別支援教育における事例研究・講演会参加
- ⑦ 個別の生徒指導と保護者との相談活動の充実：適応支援の効果的な方法の模索・解決策の提案
- ⑧ 放課後補習や取り出し支援：スクールカウンセラー・学習指導講師・学習支援員との連携
- ⑨ 指導内容の記録・支援情報の引継：支援の継続性の確保
- ⑩ 施設環境・人的配置の整備：相談室：スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携：個別の相談支援が可能な環境づくり・特別支援教室の設置
- ⑪ 副籍制度を活用した交流活動：平成29年度実績 3年生徒 間接交流
- ⑫ 社会性・コミュニケーション能力の育成：教科指導・道徳・総合的な学習の時間・特別活動

**(5) 研修形態**：研修の趣旨に沿って、講義形式・討議形式・分科会形式等を適宜工夫する。

①	<b>1学期</b> に実施： <b>生徒理解・いじめ防止研修会</b> ①	4月
	全教職員で生徒理解を研修テーマに、個々の生徒指導について共通理解を図る。 ・生活指導部から ・特別支援委員会から ・学級、学年組織から	
	↓今年度の現状把握から「学校いじめ防止基本方針」を立て、保護者や地域に周知する。	5月
②	<b>学びのエリア研修会</b> ①からさくら草学びのエリアの小学校との連携から生徒理解を深める。	6月
③	<b>道徳授業地区公開講座</b> 「人とかかわり」生徒・保護者・地域とともに再認識する。	
④	<b>家庭教育学級</b> さくら草学びのエリアの小学校の保護者とともに再認識する。	
⑤	<b>hyper-QU調査分析</b> ①	
	・外部指導講師の招聘	
⑥	<b>2学期</b> に実施： <b>生徒理解・いじめ防止研修会</b> ②	9月
	現状把握のアンケートや情報収集から、個々の生徒指導について共通理解を図る。 早期発見・早期対応した事案から、再発防止に役立てるために、課題を明確に書き出す。 課題を解決するための方策や未然防止策について、協議する。 ・ビデオ資料「ストップいじめ」（東京都教育委員会）を視聴する。	
	↓「学校いじめ防止基本方針」を見直す。	9月
⑦	<b>セーフティ教室</b> 「ネットによる犯罪」を生徒・保護者・地域とともにいじめ防止について再認識する。	1月
	・外部指導講師の招聘	
⑧	<b>学びのエリア研修会</b> ②からさくら草学びのエリアの小学校との連携から生徒理解を深める。	10月
⑨	<b>生徒会によるいじめ撲滅月間</b> から、生徒による取組から生徒理解を深める。	11月～12月
⑩	<b>hyper-QU調査分析</b> ②	
⑪	<b>3学期</b> に実施： <b>生徒理解・いじめ防止研修会</b> ③	
	現状把握のアンケートや情報収集から、個々の生徒指導について共通理解を図る。 早期発見・早期対応した事案から、再発防止に役立てるために、課題を明確に書き出す。 課題を解決するための方策や未然防止策について協議する。	
	↓「学校いじめ防止基本方針」を見直す。	1月
⑫	<b>学校評価</b> ：来年度に向けて校内組織・校内研修計画を立てる。	2月
⑬	<b>いじめシンポジウム</b> ：他校の実践から、生徒・保護者・地域とともにいじめ防止について再認識する。	2月

**(6) 保護者との連携・啓発**

社会の基本的ルールやマナーが守れない、良好な人間関係を築くことができない、他者への思いやりに欠け、我慢のできない等の課題がある。特に家庭での教育では、親から子への子育ての知恵が伝承されず、また、地域における家庭の孤立化が進むなどにより、第一義的な責任がある保護者が子どもを育てていく自信と力を失い、しつけを学校や他人任せにするなど、家庭における教育の状況がある。

保護者との連携とともに学校での教育相談に基づいた生徒理解や指導・支援の具体的な取組を通して、保護者との連携・啓発の機会とし、地域の一員として活躍する生徒を育む。

- ① 家庭教育学級研修会の参加
- ② 道徳授業地区公開講座・セーフティ教室・その他学校行事の参画
- ③ 中台地域センター行事・地域行事ボランティアへの参画
- ④ 学年便り・学校便り配布による啓発
- ⑤ 三者面談・保護者会・各説明会への参加
- ⑥ 警察・児童相談所・教育相談所・家庭支援センター・フレンドセンター・特別支援学級による支援
- ⑦ スクールサポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・担任・部活動顧問・特別支援コーディネーターとの関わり
- ⑧ 学年・部活動等の保護者組織での保護者相互の啓発

**(7) 区民、関係諸機関との連携**

地域の教育力地域社会での人間関係の希薄化、生徒数の減少等から、生徒が遊びや地域の人々とのふれあいを通じて社会性を身に付ける機会をもつ。地域の大人から教わったり、叱られたりする等、地域での教育力が必要である。

- ① 保護者とともに 幼児・児童・生徒の交流活動をもち、連携・協力体制を構築する。
- ② “さくら草学びのエリア” — 中台小・若木小・中台中とともに — 基本的な考え方  
さくら草学びのエリアとして、中台小学校、若木小学校、中台中学校は、確かな学力を育む魅力あふれる授業



づくりを目指して、目指す子ども像を語り合い、連携と研修を重ねていく。

- ・中学校区を拠点として一貫教育を推進し、エリアの特色を生かした教育活動を行う。
- ・確かな学力の3要素を具現化した保育・教育の在り方・授業革新推進の視点を共有し、教員の指導力向上を図る。
- ・授業規律の共有化を目指す。・体力向上カードの活用を検討する。

- ③ 警察・児童相談所・教育相談所・家庭支援センター・フレンドセンター・特別支援学級とともに
- ④ 学校行事・中台地域センター行事・地域行事ボランティアとともに
- ⑤ 学校警察連絡会スクールサポーター・青少年健全育成委員会事業・商店街・町会事業参画の方々とともに
- ⑥ 大学生学習支援員、部活動外部指導員、授業招聘講師とともに

## 5 重大事態への対処

### 重大事態の発生

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）  
「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」  
（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）  
「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

### 板橋区：重大事態の調査の主体を判断する

#### 学校を調査の主体とした場合

- (1) 重大事態の調査組織を設置する。
  - ・専門的知識と経験を有し、いじめ事案と直接の利害関係のない第三者の参加を図る。
  - ・調査の公平性・中立性を確保する。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・客観的な事実関係の速やかな調査を行う。 ・事実に向き合う姿勢をもつ。
  - ・選考調査資料の再分析・新たな調査の実施
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者への情報を適切に提供する。
  - ・適時・適切な方法 ・経過報告 ・関係者の個人情報に十分に配慮する。 ・説明を怠らない。
  - ・調査に先立ち、いじめられた生徒や保護者に提供する旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置
- (4) 調査結果を学校の設置者（板橋区）に報告する。
  - ・いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合  
→ いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者（板橋区）が調査の主体となる場合

- (1) 設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## 6 取組に関する点検と改善の方策

各学期に「学校いじめ防止基本方針」の見直しの機会をもち、点検と改善を重ねていく。

- (1) 目標の達成状況を客観的指標で確認する。
- (2) 課題は実態を踏まえていたか。  
客観的指標による実態把握に基づき、自校の課題を捉える。その後に設定する目標や行動計画を具体的に立てる。
- (3) 目標は課題に対して適切なものだったか。  
（実態を踏まえた）課題に対して、適切な目標を設定する。中・長期的なものとは短期的なものとを分けて考える。
- (4) 目標の達成につながる行動計画だったか。  
生徒の発達段階を考慮し、その実態も踏まえた上で、必要かつ十分な取組を適切な時期に計画する。
- (5) 行動計画は予定どおり実行されたか。無理な計画は立てない、立てた計画は実行する。
- (6) 目標を意識して取り組まれたか。  
計画どおりの取組が学校基本方針の目標達成のために位置付けられていることを十分に周知し、関係者全員がそのことを自覚していくことが生徒の変容に結び付く。
- (7) 具体的な動きやめあてが共有されていたか。方向性を決めただけでなく、行動目標レベルまで決める。
- (8) 生徒が主体的に取り組む工夫があったか。  
生徒をただ動かす、やらせるだけに終始せず、生徒が納得し、自らの意思で自発的に行動できるようにする。生徒がやらされているだけの活動に陥っていないか、主体的に取り組む工夫や仕掛けがなされていたかを点検する。
- (9) 想定外の指標の変化があったか。  
今年度の目標と直接には関係ないが、取組を進めていくうちに大きく改善した客観的指標、学校基本方針策定前の実態把握の際にはさほど気にならなかったのが、取組を進めていく中で課題になったというような客観的指標について、実施した取組との関連等を分析する。
- (10) 次なるステップの設定をする。 チェックリストを使って改善策を出し合い、認識の共有を図る。